

# 令和8年度 工一ル補助金

## 募集要項



募集期間：令和8年4月1日～4月30日

流山市役所 コミュニティ課

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 (第2庁舎2階)

TEL : 04-7150-6076

MAIL : [komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp)

# 目次

1	「エール補助金」について	P.	1
	1 制度の概要	P.	1
	2 全体スケジュール	P.	2
2	応募できる団体	P.	3
	1 対象団体の要件	P.	3
	2 協働事業者の指定	P.	3
3	対象事業	P.	4
4	補助金の交付額	P.	4
5	補助対象経費	P.	5
6	応募方法	P.	6
	1 事前相談	P.	6
	2 必要書類	P.	6
	3 応募書類の提出方法	P.	7
7	応募～事業開始までの流れ	P.	7
8	クラウドファンディングの実施方法	P.	8
	1 ポータルサイトの作成・寄附の募集	P.	8
	2 目標金額の達成・未達成	P.	8
	3 返礼品の取り扱い	P.	9
9	事業開始後について	P.	9
10	その他の注意事項	P.	10

# 1 「エール補助金」とは

## 1 制度の概要

### (1) 制度の趣旨

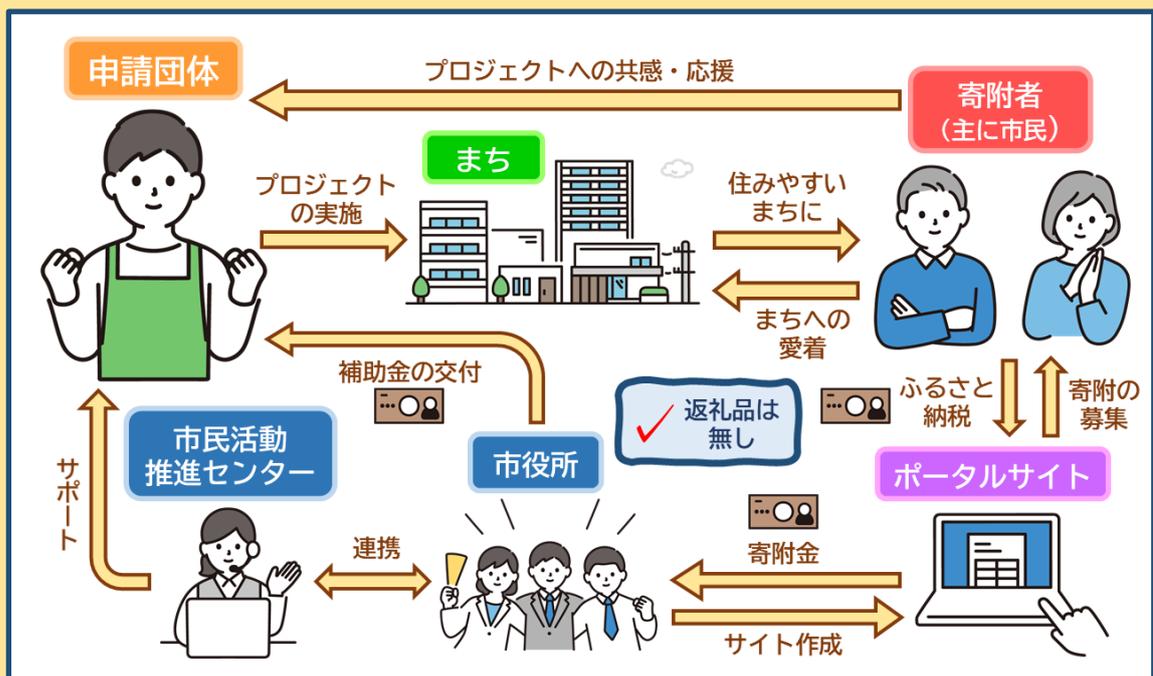
「エール補助金」はクラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した市民活動団体による新たなチャレンジを応援する補助制度です。

「エール」には「応援（英：yell）」や「翼（仏：aile）」という意味が含まれ、「市民による寄附を通じた応援によって、新たなチャレンジが地域に羽ばたいていってほしい」という願いが込められています。

### (2) 制度の仕組み

市内で地域プロジェクトの実施にチャレンジしたい市民活動団体が、クラウドファンディング形式で寄附の募集を行い、その思いに共感した市民が市にふるさと納税（寄附）をすることで、その寄附金を原資に、市から団体に対して寄附金額に応じた補助金を交付します。

クラウドファンディングは「まちづくりの輪」を広げていくために有効な手段ですが、市内ではまだまだ活用事例が多くありません。ふるさと納税制度などを活用して市として挑戦の場を設けることで、市民活動団体と市民、それぞれの新たな一歩のきっかけになることを期待しています。



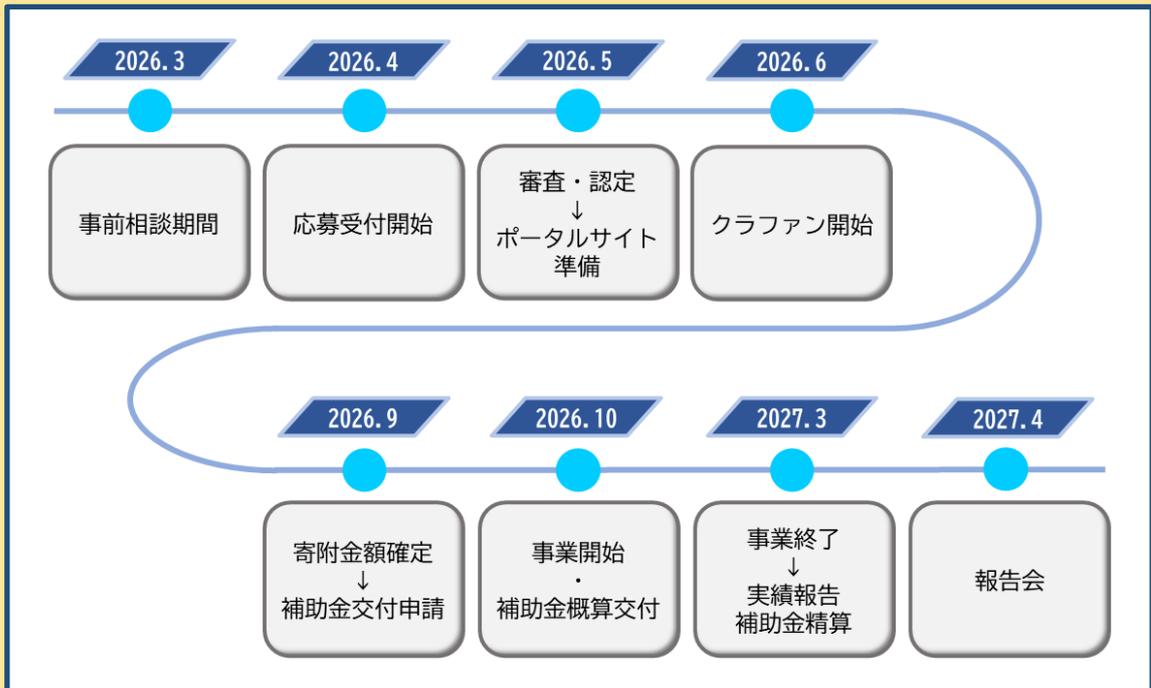
### (3) 制度の目的

主な目的は、大きく4つに分かれます。

制度の目的	
①	<b>短期的・集中的な地域プロジェクトへのチャレンジ促進</b> 近年増えてきている短期的・集中的なプロジェクト形式の市民活動を対象にすることで、新たなチャレンジを促し、市民活動のすそ野を広げます。
②	<b>市内団体の資金獲得へのモチベーションやノウハウの向上</b> 市のサポートを受けながら安心してクラウドファンディングに挑戦できる場を設けることで、市内団体の資金獲得手段の多様化に繋がります。
③	<b>寄附を通じた市民活動の周知啓発、サポーターづくり</b> 寄附募集活動を通じて、これまで市民活動と接点のなかった市民の方々に地域のために頑張る皆さんを知ってもらい、ファンやサポーターを増やします。
④	<b>市民の地域活動への参画意識の高揚・ハードルの引き下げ</b> 寄附やイベントへの参加を通じて活動を応援することも立派な地域活動への関わり方の1つです。寄附をきっかけに、市内に地域活動の輪を広げます。

## 2 全体スケジュール

この制度全体の大まかなスケジュールは次のとおりです。



## 2 応募できる団体

### 1 応募団体の要件

応募できるのは次の要件をすべて満たす団体です。

応募団体の要件	
①	市民活動を行うことを主たる目的とする団体である この制度における「市民活動」は下記に該当するものを指します。 (i) NPO法の「特定非営利活動」またはそれに準ずる市民の主体的活動 (ii) 市民等を主たる対象とし、市内で実施される活動 (iii) 事業計画や事業の効果、収支計画が明確であること (iv) 相互扶助や構成員間の親睦を主たる目的とする共益的な活動でない → 自治会やPTAの活動は市民活動に含まれません (v) 営利を目的とする（その誤解を与えるおそれのある）活動でない
②	5人以上で構成されている
③	市内に主たる事務所を有し、主に市内で市民活動を実施している
④	市内での活動実績を1年以上有している
⑤	自立して市民活動を遂行できる
⑥	適切な会計処理がなされている
⑦	特定の宗教の宣伝及び布教を目的としていない
⑧	政治上の主義の推進、支持、反対を目的としていない
⑨	特定の公職（候補）者、政党の推薦、支持、反対を目的としない
⑩	活動が公序良俗に反しない

### 2 協働事業者の指定

ともにプロジェクトに取り組むパートナーとなる市内の団体（他の市民活動団体や自治会、行政機関、教育機関、企業など）を「**協働事業者**」として指定できます。協働事業者との共催イベントであれば補助対象になります（その他の共催イベントは対象外）。



### 3 対象事業

補助の対象となるのは、次のすべての要件を満たす事業です。

応募事業の要件	
①	応募団体が主体的に実施する市民活動である
②	令和8年度内に実施（令和9年3月末までに終了）する事業である
③	市の財源による他の補助金を受けていない
④	寄附金の目標金額が100万円以上である

### 4 補助金の交付額

補助金の交付額は次の3つのうち、いずれか最も低い金額で決定します。

算定方法	
①	<b>対象経費の総額</b> （対象経費については次ページで説明します）
②	<b>寄附金額から事務手数料を差し引いた額</b> ※ 事務手数料＝概ね寄附金額の12～15%程度となります。 （寄附の件数などにより変動します） ※ 実際の金額は、寄附受付が終了した段階でお知らせします。
③	<b>総事業費から補助事業実施により生じた収入を差し引いた額</b> ※ 総事業費＝補助対象外の経費を含めた事業に係るすべての経費 ※ 補助事業実施により生じた収入＝イベントの参加料や啓発冊子の販売収入、 協賛企業からの協賛金、助成金など

#### 例

次のような事業があった場合には

- ・ 対象経費総額100万円 … ①
- ・ 寄附金額90万円 - 事務手数料10万円 = 80万円 … ②
- ・ 総事業費120万円 - 事業収入30万円 = 90万円 … ③

① > ③ > ② となるため、②80万円が補助金額となります。

## 5 補助対象経費

補助の対象経費は、補助事業に直接要する経費で次に該当するものです。

対象経費一覧	
人件費	・補助事業の従事者（補助団体の構成員を含む）に対する賃金
報償費	・催し等の講師、専門家、出演者、事業に必要な国家資格等の専門性を持った専門家への謝礼金（1人につき上限5万円/日）
旅費・交通費	・講師等における事業実施会場までの交通費実費 ・遠方からの講師等における宿泊費実費
食糧費	・補助事業の従事者や講師等に対して提供する飲食物の購入費
消耗品費	・事業の実施にあたり必要となる単価1万円未満の物品（印刷用紙等を含む）の購入費
備品購入費	・事業の実施にあたり必要となる単価1万円以上の物品の購入費
印刷製本費	・事業の周知をするためのチラシ、ポスター等の印刷費 ・事業で使用する資料、横断幕等の印刷費
通信運搬費	・事業の資料等を参加者に郵送するための切手代、郵送料 ・事業に必要な物品を事業実施会場等に運搬するための配送料等
保険料	・事業の開催に伴い補助団体が加入する損害賠償保険等の保険料
手数料	・事業経費の銀行振込等における振込手数料 ・事業に必要な外部サービス等を利用する際の事務手数料
使用料・賃借料	・事業実施会場の使用料 ・事業で使用する物品の借り上げ料
委託料	・事業の従たる業務のうち特別の専門性を要する業務を専門業者に委託するため費用 (補助対象経費全額の50%以内とする)

なお、上記に該当する経費でも、次に該当するものは対象外となります。

- ① 事業の対象者、参加者等による自己負担が適当と考えられる費用
- ② 申請団体もしくは協働事業者の役員又は役員が経営に関与している会社、団体等へ支出される費用
- ③ 市民活動団体として社会通念上、必要と考えられる範囲を超える費用

## 6 応募方法

### 1 事前相談（3月1日から受け付けます）

応募を考えている団体は、必ずはじめに、「市民活動推進センター」へ相談してください。センターでは、事業内容や書類の作成方法についてのアドバイスやサポートを行います。

#### 《 市民活動推進センター 》

場 所 : 流山市中110番地  
生涯学習センター（流山エルズ）C館3階  
TEL : 04-7150-4355  
MAIL : na-shimin@machikatsu.co.jp

### 2 必要書類

応募にあたり提出が必要な書類は次のとおりです。

必要書類一覧	
①	認定申請書
②	事業計画書
③	収支予算書
④	団体の概要・活動実績調書 ※ 協働事業者を指定する場合は当該団体分も提出が必要です
⑤	応募団体の規約・会則
⑥	応募団体の構成員名簿 ※ 氏名、住所（字名まで）、役職名が記載してあるもの
⑦	応募団体の令和7年度の活動内容、収支決算が分かる資料
⑧	市民活動推進センター事前相談対応済証の写し ※ 事前相談が終了時に市民活動推進センターから発行されます

\* ①～④は所定の様式を使用してください

### 3

## 応募書類の提出方法

センターによる応募書類の最終チェックが完了し、⑧の書類が発行されたら、市役所コミュニティ課に書類を提出してください。

#### 《 提出方法 》

電子メール（宛先）komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp

#### 《 受付期間 》

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）17時【厳守】

## 7 応募～事業開始までの流れ

応募から事業が開始するまでの大まかな流れは次のとおりです。

3/1～

**まずは市民活動推進センターに相談！**

推進センターのスタッフがプロジェクトの構想や応募書類の内容についてアドバイスします。

4/1～4/30

**応募書類が完成したら市役所に提出！**

推進センターの最終チェックが終わったら市役所に応募書類を提出できます。

5月前半

**書類審査 → 認定決定 ※市が行う**

応募内容が要件を満たしているか審査します。認定されればクラファンに参加できます。

～6月前半

**クラウドファンディングの準備**

市はプロジェクトページの作成を行います。団体も寄附募集のチラシなどを準備しましょう。

6月中旬～

**クラウドファンディング実施（90日間）**

プロジェクトページが公開され、募集開始です。目標金額の達成に向けて市民にPR！

9月後半

**寄附金額の確定 → 補助金交付申請**

クラファンが終了し、寄附金額が確定したら、その金額に合わせて補助金の交付を申請します。

10/1～

**ついに事業スタート！**

## 8 クラウドファンディングの実施方法

### 1 プロジェクトページの作成・寄附の募集

#### (1) プロジェクトページの作成

クラウドファンディングの実施にあたり、ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス）上に、**市が事業ごとに寄附募集用のプロジェクトページを作成・公開**します。寄附の受付は、このページで行います。

プロジェクトページの内容は、基本的に提出された事業計画書の内容を転記する形で作成します。添付された写真データについてもそのまま使用しますので、インターネット上に公開される前提で、**事前に権利関係を十分確認**しておくようにしてください。

#### (2) 寄附の募集

寄附をしてもらうためには、市民の共感を得ることが重要です。

市の情報発信だけでは十分な寄附を集めることはできませんので、**団体自ら積極的かつ地道な募集活動**に取り組んでください。

### 2 目標金額の達成・未達成

#### (1) 寄附金額が目標金額を上回った（達成）場合

寄附金額が目標金額に到達した時点で寄附の受付を終了します。

（寄附の募集開始後に目標額を変更することはできません）

なお、システムの都合により、実際の寄附金額が目標金額を上回る場合がありますが、その場合、その事業の受けた寄附金額は目標金額と同額とし、差額については市の市民活動推進事業に活用します。

#### (2) 寄附金額が目標金額に達しなかった（未達成）場合

目標金額に到達しなかったとしても、**1円でも寄附を受けていれば必ず事業を実施**する必要があります。目標未達成時には、自己資金による補填、計画の縮小等の対応が必要となりますので、これらの対応についても事前に計画し、申請書類に具体的に記載してください。

### 3 返礼品の取り扱い

制度の趣旨を踏まえ、寄附に対する**返礼品の設定は不可**とします。また、返礼品に相当するような経済的利益を与える行為（有料イベントの参加チケットの贈呈など）も同様にできません。

なお、寄附者の情報については、本人から同意を得たうえで補助団体にも共有します。お礼状や活動報告等を送付することは可能ですので、来年度以降もプロジェクトや団体の継続的なファン・サポーターになってもらうために、ぜひ寄附者との関係構築に努めてください。

## 9 事業開始後について

事業開始後の主な手続き等は下記のとおりです。

#### (1) 補助金の概算交付 【10月末頃】

補助金の交付申請金額にあわせて、事業開始のタイミングで補助金を指定口座にお振り込みします。

#### (2) 実績報告 【事業が終わり次第すみやかに】

事業が終了したら、実績報告の書類を提出していただきます。**領収書の写しなども必要**になりますので、適切に徴収・保管しておくようにしましょう。

#### (3) 補助金の精算 【実績報告後】

事業終了後の最終的な収支金額にあわせて、補助金の精算を行います。事業内での収入が計画を上回ったり、支出が抑えられたりして、補助金額が下がった場合には、概算交付した金額との**差額を返金**していただきます。

#### (4) 事業報告会 【R9. 4月頃】

**事業の成果をプレゼンテーション形式で発表**していただく報告会を開催する予定です。寄附者や方や地域の方々にも参加していただけるよう、公開で行います。

## 10 その他の注意事項

上記のほか、下記の事項にご注意ください。

- (1) 概ね3件前後の申込みを想定しております。想定を大きく上回る募集があった場合には、調整を行う場合がございます。
- (2) 市民活動団体も個人情報保護法の対象となっています。事業の実施にあたり取得した個人情報については、団体の責任で適切に取り扱ってください。
- (3) 本制度は「流山市クラウドファンディング型ふるさと納税活用市民活動補助金交付要綱」に基づき実施します。募集要項に記載のない詳細な規定については交付要綱において定めます。  
なお、交付要綱については制定に向けて現在準備中です。正式な告示は市議会における令和8年度予算議決後の3月下旬頃、施行は4月1日となる予定ですので、そのタイミングで公表いたします。  
交付要綱の制定に伴い、募集要項の内容について変更などが生じた場合には、改めてお知らせいたします。
- (4) その他、申請にあたりご不明な点がございましたら、市民活動推進センターまたは市役所コミュニティ課までお問い合わせください。

